



事務連絡  
令和3年1月28日

関係団体の長 殿

栃木労働局労働基準部  
健康安全課長

有害な業務における歯科医師による健康診断等の実施の徹底について

労働安全衛生行政の推進について、日頃より格段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

塩酸、硝酸等の歯又はその支持組織に有害な物のガス等を発散する場所における業務に常時従事する労働者については、これらのガス等に長期間ばく露されることにより歯の欠損等を起こす場合があることから、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第48条において歯科医師による健康診断（以下「歯科健診」という。）の実施を事業者に義務づけているところです。

令和元年度に厚生労働省において、一部地域の事業場を対象として歯科健診の実施状況について自主点検を行ったところ（別添1）、酸等の取り扱い業務のある事業場のうち歯科健診を実施したと回答した事業場は31.5%にとどまり、このうち常時50人以上の労働者を使用する事業場において歯科健診を実施したと回答した事業場の割合が55.6%、特に常時50人未満の労働者を使用する事業場（小規模事業場）では22.5%と低い傾向が見られました。また、化学工業、窯業・土石製品製造業、非金属製品製造業において酸等の取扱い業務があると回答した事業場の割合が高い傾向が見られました。

つきましては、貴団体の会員や関係事業場に対して、歯科健診及びその結果に基づく事後措置並びに歯科健診の結果報告な適切な実施について周知いただくようお願い申し上げます。

なお、歯科健診等に係るリーフレットを同封いたしましたので、周知にご活用ください。